

高額療養費の支給について、裏面記載の事項に同意の上、申請します。

※口座名義人が世帯主以外の場合は下記もご記入ください。

この申請に基づく療養費の受領に関する権限を代理人に委任します。

年 月 日

宇治市長宛て

世帯主 住所

氏名

代理人 住所

氏名

受付印

【注意事項】

- ・令和 8 年 7 月以前の受診月分においては、高額療養費は簡素化の対象にならないこと。
- ・国民健康保険料に著しい滞納がある場合は簡素化の対象にならないので、従来どおり国民健康保険高額療養費支給申請書(別記様式第 12 号)を提出すること。
- ・世帯主や登録口座に変更があった場合は、再度、国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書(別記様式第 13 号の 2)の提出が必要となること。
- ・通常は診療月の 3 箇月後から 4 箇月後までに登録口座へ振り込まれるが、診療報酬明細書の審査等により振込が遅れる場合があること。
- ・審査後の診療報酬明細書に記載されている支払い額によって算定するため、領収書記載の窓口支払額と異なる場合、支給額が変わること。
- ・医療費の一部負担金の未払が判明した場合は、市は返還請求を行うこと。
- ・医療機関に支払うべき一部負担金に未払がないこと。また、今後一部負担金が未払となった場合は、速やかに申し出ること。
- ・一部負担金について疑義が生じた場合は、必要に応じて宇治市が医療機関に照会することに同意すること。
- ・高額療養費の所得区分の変更が発生し、高額療養費が多く支給されていたことが判明した場合は、市は返還請求を行うこと。
- ・第三者行為求償事務の対象となった場合は、速やかに申し出ること。
- ・次の事項に該当した場合は、自動振込は解除となること。
 - 〔 世帯主が死亡又は変更になった場合
 - 国民健康保険料に滞納が生じた場合
 - 登録口座に振込ができなくなった場合
 - 申請の内容に偽りその他不正があった場合
 - 〕その他、市長が必要と認める場合

☐ 上記注意事項について理解し、同意の上で申請します。(チェックを入れてください)